

一般会計補正予算(第13号)の反対討論【要旨】

【原田 芳男 議員】

G20 観光大臣会合の実行委員会の予算 241 万 9 千円、町民会議の補助 41 万 6 千円が盛り込まれている。G20 会議は国が主催するものであり、地方自治体が負担する理由はない。

議会全体に町民会議を含め、内容が明らかにされていない。今回の予算は必要ないものと判断せざるを得ません。よって反対するものであります。

【小川 不朽 議員】

「G20」開催に関し、「目的達成のため」「町内の機運醸成」「おもてなし事業」「広報・啓発」などの推進事業に特段、反対するものではない。

町民目線や町の財政状況から考えると5,700万円の予算化は、身の丈を知らないケタ違いのものとなっている。「地方破壊」とならぬよう新年度に向けて再考を求めます。

【笠原 啓仁 議員】

昨年 9 月の段階では私自身は「G20」の誘致には反対ではありませんでした。

しかし、今年 2 月の「国際会議場」の計画が破綻して以降は、「誘致それ自体をやめるべき」との考えになりました。「行政を混乱させ、多額の財政損失を生じさせたこと」がどうしても納得することができない。これが、今回反対する最大の理由です。

陳情審査報告書の提出

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書の趣旨は理解できるものの、廃止では法本来の目的が果たせなくなるため、慎重な審査の結果、不採択とすべきものとなりました。

陳情書不採択の委員長報告への反対討論【要旨】

【原田 芳男 議員】

陳情は「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の採択」を求めているものです。所得税法第 56 条は、事業主の妻や家族等の家族従業員の労働を労働と認めない悪名高き条文です。家族従事員の「働き方」が正当に評価されない状況をなくすために廃止を求めています。第 56 条によって下記の様な不利益を被っています。

①交通事故の保障日額においても専業主婦の半分以下になっている。②保育園の入所申請に必要な所得証明がもらえず民生委員の証明が必要。③住宅ローンが組めない。④家族労働の「働き方」は経営者の所得になる。

北海道でも多くの市町村議会が意見書を採択しています。戦前の家父長制度の影響を色濃く残したこの条文の廃止は納税者の権利を守るためにも急を要する課題です。以上、反対討論とします。

意見書

下記3件の意見書を可決しました。

- 寡婦(夫)控除を全てのひとり親家庭に適用することを求める意見書
- 認知症施策の推進を求める意見書
- 日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書



各議員の賛否

賛否の分かれた議案のみ掲載しています。ほかの議案については、全員が賛成しました。

審議結果	議案名等	小川	笠原	坂井	門田	古谷	木村	原田	山田	作井	田中	神	阿部	盛多	森下	三島
		不朽	啓仁	美穂	淳	真司	聖子	芳男	勉	繁樹	義人	政信	和則	勝美	義照	喜吉
第4回 定例会																
可決	平成30年度 虻田郡倶知安町一般会計補正予算(第13号)	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
採択	前回より継続審査の陳情第13号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書(不採択すべきもの)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

鈴木保昭議長は採決に加わりません。○は賛成、×は反対、△は退席、-は欠席

町議会では

こんなこと決まりました

第4回定例会

平成30年第4回定例会が12月3日に開会し、12月13日までの11日間の開催となりました。12月3日の行政報告では、本町で10月25日、26日に開催されるG20観光大臣会合について各議員から“おもてなし事業”の具体的な波及効果などの質疑をしました。



また、平成30年9月の台風21号の被害のため補正予算が提案されました。12月10日から12日には13名の議員が30問の一般質問を行いました。

最終日は各議案の審議を行い、第3回定例会より継続審査となっていた倶知安町宿泊税条例の制定については、総務常任委員長から「修正議決すべきもの」と審査報告され、議員全員が賛成し、可決しました。

平成30年度一般会計補正予算(第13号)を可決

歳入歳出それぞれ 611,351 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8,755,692 千円としました。可決された主な補正予算の内容は下記のとおり。

- ふるさと寄附金業務委託料 1,279 万 5 千円
- 冬季生活支援費助成事業 996 万円
- 観光振興計画・観光地マスタープラン作成業務委託料 300 万円
- 宅地造成予定地購入費 270 万円
- G20 観光大臣会合の実行委員会の予算 241 万 9 千円
- G20 観光大臣会合の町民会議の補助 41 万 6 千円

「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」を可決

地域住民、町内会等、事業者等及び町の相互理解と協働により町内会等への地域住民の加入と参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせることができる地域コミュニティの実現を目指すため制定されました。



倶知安町宿泊税条例を可決

総務常任委員会の継続審査とされていましたが、修正議決すべきものとして起立多数で可決され、本年11月の導入予定となります。

(詳しくは特集ページにて)



倶知安町職員給与条例の一部改正を可決

平成 30 年度人事院勧告により国家公務員給与が改定されたことに伴い、職員の給料月額、期末勤勉手当の支給率を改定するため、必要とされる改正及び文言の整理を行ないました。

「倶知安町宿泊税条例の制定について」の修正案に賛成討論【要旨】

【田中 義人 議員】

国際リゾートと言われて久しい倶知安町を核としたニセコエリアで、国際標準である宿泊税を創設することは、基幹産業の一つである観光産業振興を図るために必須であると考えています。今後は、熱海などで見られる別荘税、開発行為などに関する新たな法定外目的税の創設など、倶知安のまちづくりに生かす倶知安スタイルの課税が進められるべきと思いますし、今回がその第一歩になると確信しております。

今回の新たな定率による宿泊税について、今後のさらなる倶知安町の発展と、並びに観光産業と地域経済の発展を期待しまして、賛成討論とさせていただきます。